

「障がい者理解に関するアンケート」調査結果（令和7年度）

【概要】

- 障がいのある人が困っているときに、「手助けをしたことがある。」と回答した人は41.0%であった一方、「手助けをしなかった。」と「別の方がした等の理由からできなかった。」と回答した人は12.0%であった。
なお、半数近い47.0%の方が「困っている方を見かけたことがない。」という結果であった。
- 障がいのある人に対して手助けや配慮を行うことができる「あいさポーター」養成研修について、1.5%の方が既に受講済みであり、また、受講を希望する方が全体51.2%であった一方、「あまり興味がない。」と回答した方が、47.3%であった。
- 障がいのある人に対する障がいを理由とする差別や偏見を63.5%があると考えている。また、身の回りで、障がい者が直面している社会的障壁を解消するための配慮がされるのを見聞きしたことがありますと回答した方が39.5%であった。
- ヘルプマークについて、「知っている。」と回答した方は50.7%であり、「知らないが、見たことがある。」と回答した方は13.3%であった一方、「知らないし、見たこともない。」と回答した方は36.0%であった。
- 身体障害者補助犬には「盲導犬」、「介助犬」、「聴導犬」の3種類が定義されているが、「全て知っている。」と回答した方は24.0%であり、「全ては知らないが、一部知っている。」と回答した方は62.5%であった一方、「全て知らない。」と回答した方は13.5%であった。また、「身体障害者補助犬法」において、公共施設において補助犬の受入れ義務があることを「知らない。」と回答した方が46.0%であった。
- パーキングパーミット制度について、「知っている」と回答した方は54.7%であり、「知らない」と回答した方は45.3%であった。
- 障がい者虐待にかかる通報義務や通報先・相談窓口について、いずれも知っていると回答した方はわずか13.2%である一方、いずれも知らないとした方は半数以上の64.8%であった。
- 学習障害（LD）注意欠陥・多動性障害（ADHD）、自閉症などの発達障がいについて、「障がいの特性も含めて知っている。」と回答した方は20.5%であり、「障がいの名称や一部を知っていると回答した方を含めると86.7%であった一方、「知らない。」と回答した方は13.3%であった。また、発達障がいにかかる相談窓口について、県及び市町の窓口をいずれも知らないと回答した方は、半数以上の55.2%であった。

1 調査目的

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の改正に伴い、国や地方公共団体等に課されていた合理的配慮の提供義務が、令和6年4月からは事業者にも適用されるなど、障がい者の権利擁護の推進が図られており、県においても令和4年度から開始した、障がいのある人に対して手助けや配慮を行うことができる「あいサポーター」の養成研修等を通じ、障がい者理解の促進に取り組んでいるところであり、本調査を通じて県民の意識調査を行うことで、今後の障がい福祉施策検討に活用する。

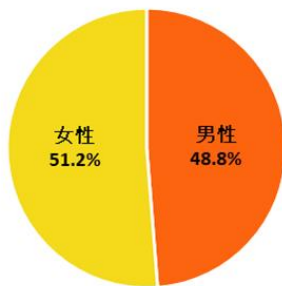
2 調査方法等

<Web式：回答数 400>

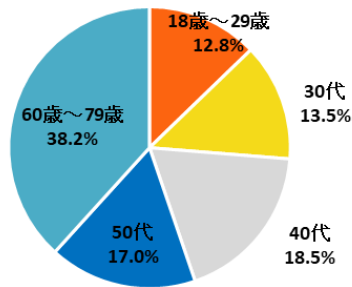
- ・実施期間：令和7年11月28日～12月8日
- ・実施場所：Web上（愛媛県政課題調査）

1 調査結果

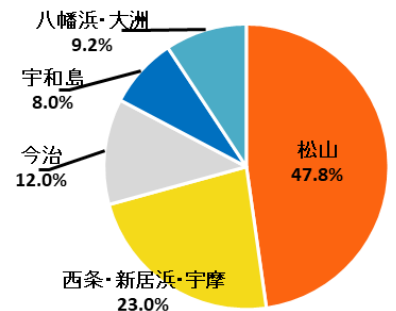
(1) 回答者について



性別

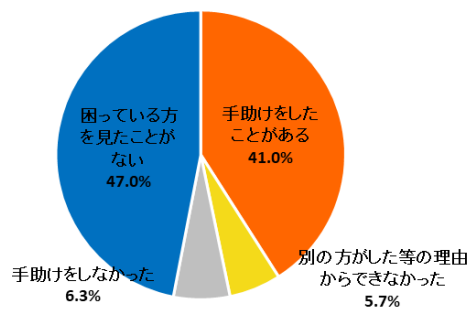


年代

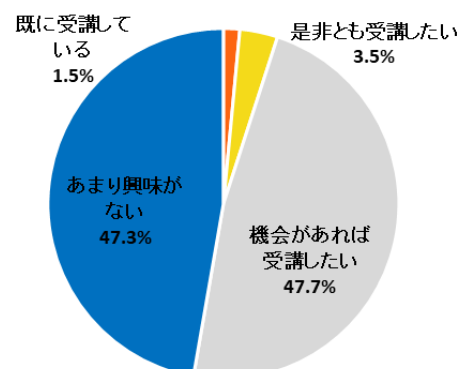


住まい

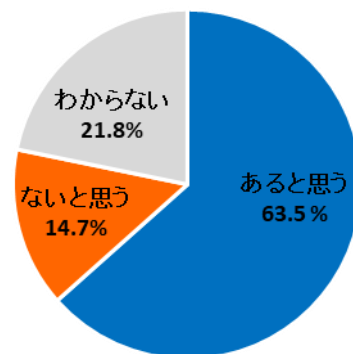
(2) 障がいのある人が困っているときに、手助けをしたことがありますか？



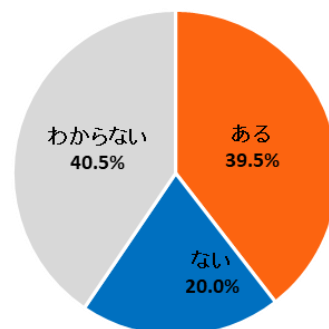
(3) 県では、障がいのある人に対して手助けや配慮を行うことができる「あいサポーター」養成する研修を実施していますが、研修を受講してみたいと思いますか。



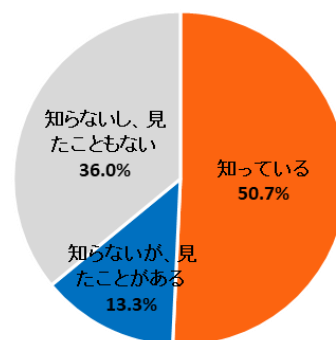
(4) 障がいのある人に対する障がいを理由とする差別や偏見はあると思いますか。



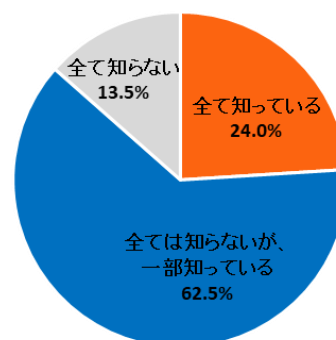
(5) 身の回りで、障がい者が直面している社会的障壁(※)を解消するための配慮がされているのを見聞きしたことがありますか。



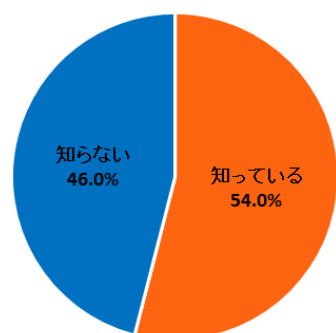
(6) あなたは、ヘルプマークについて知っていますか。



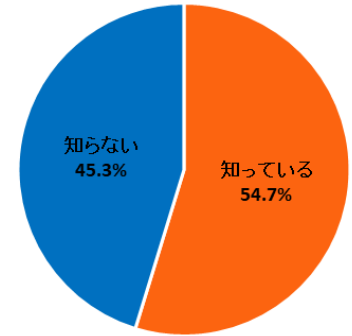
(7) 身体障害者補助犬法において、「盲導犬」、「介助犬」、「聴導犬」の3種類が補助犬として定義されていますが、あなたは、これらの補助犬を知っていますか。



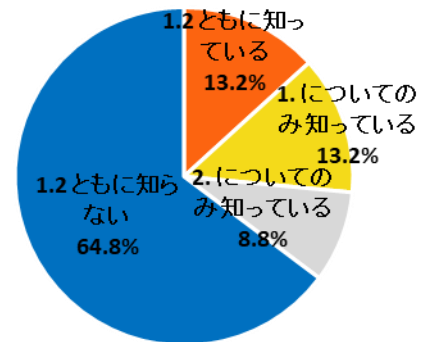
(8) 身体障害者補助犬法において、公共施設、公共交通機関、ホテルやレストランなど不特定多数の者が利用する施設においては補助犬の受入れ義務があるとされているのを知っていますか。



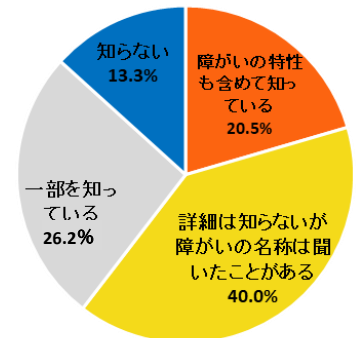
(9) 障がいのある人、高齢者、妊産婦やけが人などで歩行が困難な方に対して県が利用証を交付し、施設の専用駐車スペースへ駐車することができるパーキングパーミット制度を知っていますか。



(10) 1. 虐待を受けたと思われる障がい者を発見した人に、通報義務があること、2. 通報先、相談窓口として、障がい者虐待防止センターや愛媛県障がい者権利擁護センターを知っていますか。



(11) 発達障がいには、学習障害（LD）注意欠陥・多動性障害（ADHD）、自閉症などがありますが、あなたは発達障がいについて知っていますか。



(12) 発達障がいの相談窓口として、愛媛県発達障がい者支援センターや各市町にも発達障がいに関する相談窓口があることを知っていますか。

